

指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第7号

平成27年4月10日発行

今号では、指定廃棄物最終処分場問題で重要な2点について、可能な限りでお知らせします。

最終処分場の各県設置が方針とされている根拠とは

放射性物質汚染対処特措法：

各県設置の方針の根拠となる法律は、「放射性物質汚染対処特措法」、正式名称は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」です。

この法律は、放射性物質による環境汚染への対処に関し、国・県等・市町村・原子力事業者等の責務や行うべき措置を定め、人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的に制定されました。

その法律の中に、基本方針の策定についての項目があります。

基本方針は、「環境大臣が、対処に関する施策を適正に策定して実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない」と定められています。

また、この法律の附則抄（Ⅱ交付日やその他の記載事項）の中で

「平成24年1月1日から施行」、「施行後3年を経過した場合に、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする」とあり、まさに今が、その期間になります。

特措法の基本方針：

基本方針では、「環境汚染への対処に関して国の責任において対策を講じ、県等・市町村は、それに協力する」とあります。

また、「策定当時の知見、技術水準等に基づき定められたもので、国は対処の進捗状況を定期的に点検し、その状況についての監視・測定の結果、技術開発の状況等も踏まえて、この基本方針を適宜、見直すものとする」とあります。

さらに、「指定廃棄物（Ⅱ事故由来放射性物質により汚染された廃棄物）の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行う」とあります。

※排出については、事故由来放射性物質により突然、汚染された市町村側に負担が強いられています。

基本方針に基づいて知事が：

この基本方針に基づき、「処理は当該都道府県内で行うⅡ最終処分場を設置して処理を行う」ということで、知事が方針を受け入れま

した。

知事がこの方針を受け入れた以上、リーダーシップをとるべきであり過日の県議会的一般質問の答弁の一幕での「今さらリーダーシップをと言われても…」と苛立ち気味の対応には不信感を感じました。

最終的には、国の有識者会議の検討結果による選定基準（ローカルルール）案を、市町村長会議に諮り、平成25年12月の第4回市町村長会議の説明結果を踏まえて、環境省が最終的に決定し、平成26年7月30日の本町寺島入の詳細調査候補地選定に至ったわけです。

以上のことから：

以上が、特措法と基本方針の位置づけです。

つまり、特措法は震災直後の混乱期に制定されたものであって、現在では当時と状況も変わりつつあり、適正に処理するための、あるべき姿を再び考えるときになっているのです。

法律の施行から平成26年12月31日で3年が経過し、法律本体に記載のある当初のものに検討を加えての所要の措置ができる時期になっています。

さらに何より、基本方針の内容からも、策定当時と状況は変わり、

現在の知見や技術水準、日本の未来を考えての適正な処理方法を考える時期を迎えているのではないのでしょうか。

基本方針の見直し：

各県処理Ⅱ最終処分場の各県への設置は、法律改正でなく、基本方針の見直し（閣議決定）で、できるのです。

ですから、指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地の選定撤回Ⅱ特措法の基本方針の閣議決定での見直しを求めているのです。

指定廃棄物最終処分場 詳細調査候補地の現地視察を再開しました !!

冬季積雪により安全のため休止していました現地視察を再開しました。

- 日時 平成27年3月23日（月）～平成27年12月25日（金）の間の平日
- 要件 一日に3名以上で実施
※人数が多い（10名を超える）場合は車両等の調整のためお時間をいただくこともありますので、ご了承ください。

[電話でのお申込] : 0287-45-1115
[ファックスでのお申込み] : 0287-45-1840
[電子メールでのお申込] : taisaku@town.shioya.tochigi.jp

指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第7号

平成27年4月10日発行

環境省が行おうとする

詳細調査とは

主な確認事項及び調査項目…

【安全面での支障の有無】

①自然災害に対して

地滑り・斜面崩壊・土石流・浸水・陥没・火山噴火・雪崩・活断層による被害の恐れを確認
文献調査・地表地質踏査・ボーリング調査・弾性波探査・地下水位測定・空中写真判読

②地盤の安定性

施設を支える良好な地盤が存在していることを確認
地表地質踏査・ボーリング調査・弾性波探査・地下水位観測

③放射能濃度

周辺公衆への追加被ばく線量は管理目標値を満たすのかを確認
放射線濃度・空間線量率（バックグラウンド値）の測定

【事業実施の観点】

①施設の配置

候補地内で施設の設置が可能であることを確認
実際に配置する場所の確認、土地の権利調査

②主要施設の構造

シミュレーションに基づき、必

要な強度を有する建造物の施工が可能であることを確認

ボーリング調査・弾性波探査・地下水位観測・構造計算・地震応答解析

③施設までの道路の確保

建設時や施設稼働時に、施設への往来が可能であることを確認
既存道路の確認・土地の権利調査・交通量調査

④水・電力・通信回線の確保

処分場の稼働に必要な水・電力・通信回線が確保できることを確認
表流量測定・井戸試掘・電力会社・通信会社への確認

⑤その他

施設の建設時や稼働時に風雪により安全性に問題が生じないことを確認
文献調査（気象庁アメダスデータ等）・風向風速観測

町からの質問への回答より…

町は、選定への疑問を質問書で投げかけていますが、不明な点は「詳細調査で行う」の一点張り、こちらが求める回答を得られていません。

質問書（平成26年11月28日付）への環境省からの回答書

質問への回答書(抜粋)

6. 環境省からの説明等では、「詳細調査」の結果により判断という答弁が見受けられますが、寺島入国有地を詳細調査した後に、諸条件が合致せず候補地として不適地であるという判断もあり得るのでしょうか。ご見解をお伺いします。

(回答)

栃木県における指定廃棄物の処理施設の詳細調査を行う候補地は、第4回市町村長会議（平成25年12月24日）において確定した選定手法に基づき、自然災害を考慮して避けるべき地域や自然環境を特に保護すべき地域などをあらかじめ除外するなどした地域です。今後は、確定した選定手法に基づき選定作業を行った結果として選定された詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における安全性についての評価等を行う予定ですが、このように、詳細調査は市町村長会議において確定した選定手法におけるプロセスの一環として、必要な対策を検討し、安全面での支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能であることを確認するために行うものです。

したがって、基本的には、現在の詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における評価等を行った後、最終的な候補地としてご提示できるものと考えています。

また、県の有識者会議には、その内容がまったく伝えられていないようであり、町から有識者に対し情報提供したところでは、

宮城県とは状況が異なる…

本町と同様に指定廃棄物最終処分場問題で揺れる宮城県加美町。加美町では詳細調査に入ろうとしており、町民の方の強い抵抗で何とかしのいでいます。

しかし、加美町のある宮城県と栃木県では候補地選定の状況が異なっています。

宮城県では、加美町・大和町・栗原市の3市町が詳細調査候補地に選定され、詳細調査が行われた後に1市町が選定される流れになっていますが、栃木県では市町村長会議の中で1箇所（1市町）を詳細調査候補地に選定して詳細調査を行った後に最終的な候補地に選定する流れになっています。

前段の回答書の内容から詳細調査が建設ありきのものと考えると、より深刻であると受け止めねばなりません。

詳細調査は建設ありきともとれる内容のもの…